

平成 29 年 7 月 31 日

各 位

上場会社名 株式会社 郷 鉄 工 所
代表者名 代表取締役社長 林 直樹
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人
(TEL. 0584-22-1124)

追加調査に対する第三者委員会設置に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 14 日に開示致しました「第三者による追加調査に関するお知らせ」のとおり、追加調査に関し監査法人から指摘を受けております。

当社は、この件に関し、平成 29 年 7 月 30 日の取締役会決議に基づき社外の専門家による第三者委員会を設置いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 第三者委員会の趣旨について

当社は、当社の業務執行において、ガバナンス及びコンプライアンスが遵守されていないのではないか、歴史ある企業であるがゆえに業務処理の無気力や怠慢が蔓延しているのではないか、さらに、金融機関以外からの資金調達時において不適切な業務処理（担保として振出した小切手・手形の管理）がなされているのではないかといった指摘を、会計監査人や経営コンサルタントさらには、株主様からもご指摘を頂戴したことを契機として、新規事業に関する取引内容の妥当性や資金調達の過程における入出金手続及び資金の管理方法並びに調達方法の妥当性に疑義が生じていることから、会計監査人より指摘を受けた平成 28 年 8 月以降、発生した滞留債権の内容及び処理方法などについて社内において調査・協議を進めてまいりました。

しかしながら、社内調査では限界があることから、当社より独立した社外の客観的かつ中立・公正であり専門性が確保された第三者委員会を、平成 29 年 5 月 2 日に設置し、平成 29 年 6 月 23 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、①滞留債権のうち太陽光施設に関する事実関係②特定の不動産取引の契約の事実関係につきまして、当該第三者委員会より報告書を受領しております。

また、平成 29 年 6 月 28 日付「(経過) 第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、上記①「滞留債権のうち太陽光施設に関する事実関係」及び②「特定の不動産取引の契約の事実関係」以外の調査対象事案（以下、「追加調査」という。）についても、追加調査が完了しない限り決算が確定できない旨の指摘を監査法人から受けており、改めて第三者委員会を設置し、当該追加調査を行うことといたしました。

2. 第三者委員会の目的

調査内容につきましては、主に平成 29 年 3 月期における以下の内容を中心に実施し、その原因を究明し、再発防止策の検討・提言を行うとともに、類似案件の有無の調査を行うことを目的としております。なお、①、②につきましては、平成 29 年 3 月期以前の取引も含まれることからこれらについては過年度に渡る調査も実施いたします。

①滞留債権の発生に至った経緯及び事実関係について

・産業廃棄物の埋立最終処分場設置等に関する取引、特定の温泉掘削工事、ガスエンジンを利用した発電システムに係る業務委託等

②資金調達時の小切手・手形の管理及び支払費用の妥当性及び調達先選定の経緯について

③債務免除益の妥当性について

③につきましては会計監査人からの指摘に基づき、平成 29 年 3 月 30 日付「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成 29 年 3 月 31 日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」に関して、当該取引の成立可否（特別利益の計上可否）を含め債務免除益の妥当性について調査を行うものです。

< 第三者委員会の構成 >

役職	氏名	資格	地位その他
委員長	高野哲也	弁護士	大知法律事務所 パートナー
委員	倉橋博文	弁護士	弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー
委員	山田幸平	公認会計士	LR会計 代表

3. 選定の方法

第三者委員会の各委員については、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 12 月 17 日改訂）」に沿って選定しております。当初、別の会計士（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社所属）を第三者委員会の委員として選定しようとしたところ、当該会計士は以前に当社が資金調達を検討していた際にアドバイザーとして関与したことがあり、上記ガイドラインにおける独立性の要件を充足していないものと考えられたため、当該会計士の紹介により、当社と利害関係のない第三者として、上記の 3 名を第三者委員会の各委員として選任したという経緯です。また、第三者委員会の調査につきましても日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 12 月 17 日改訂）」に沿って行います。

また、平成 29 年 7 月 31 日付プレスリリース「金融機関以外からの資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおり、第三者委員会の調査費用は、二孝建設株式会社から当社に対する借入金により支払うことを予定しています。当社と二孝建設株式会社との過去の取引

は第三者委員会の調査対象(②及び③に該当)となる可能性があります。第三者委員会と二孝建設株式会社との間に直接の債権債務その他取引関係は一切なく、第三者委員会の独立性を阻害する要因はないものと考えております。

4. 調査スケジュール

第三者委員会の各委員との事前協議の上早急に平成29年3月期の決算に直接的な影響を及ぼす可能性のある項目に限定して中間報告書を受領する予定であり、またその後、全体の調査が終了次第最終報告書を受領する予定です。

5. 今後の見通し

本調査が平成29年3月期の決算に与える影響を確認する必要があるため、本調査の中間報告書が平成29年8月上旬を目処として提出された後、その調査内容を踏まえて速やかに決算作業に移り、平成29年3月期の決算短信及び必要に応じて過年度決算訂正の公表をいたします。

また、本調査により、追加で調査すべき事項が生じた場合には、その追加調査を踏まえて速やかに決算作業に移り決算短信の公表をいたします。なお、その他開示すべき事象が生じた場合にも速やかに開示いたします。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上